

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730002

研究課題名(和文) 被害者遺族による意見陳述が裁判官の量刑判断に及ぼす影響

研究課題名(英文) The Impact of Victim Statement of Opinion on Judges' Sentencing Decision

研究代表者

佐伯 昌彦 (Saeki, Masahiko)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号：10547813

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、自動車運転に起因する過失致死(致死傷も含む)の刑事裁判の確定記録を対象に調査を実施したものである。

まず、意見陳述制度の利用の有無を規定する変数について探索的に分析を行い、被害者と遺族の関係性や、被告人に対する遺族の評価といった要因が意見陳述制度利用の規定要因として重要である可能性を示した。そして、意見陳述制度の利用が実刑判断を促進している可能性を支持する結果も示されたが、サンプル数の限界のためさらなる検証が必要である。他方で、このような影響があると考えた場合に、そのメカニズムがどのようなものであるかについても、入手できたデータの範囲で検討することができた。

研究成果の概要(英文)：Actual case records on death (including death and injury) through negligence or negligent conduct in the operation of an automobile were examined.

At first, some hypotheses were exploratory tested to identify factors which promote a use of Victim Statement of Opinion (VSO). According to these tests, two important factors were found; namely the relation between victims and bereaved family members and bereaved family members' evaluation on defendants. Then, the impact of VSO on sentencing outcomes was examined, and some results supported that uses of VSO promote sentences without suspension, although these results are not so clear due to the limited sample number. However, I was able to discuss the plausible mechanism of the impact based on the data available.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：刑事裁判 被害者参加 量刑 意見陳述制度

### 1. 研究開始当初の背景

刑事裁判における犯罪被害者および遺族等(以下では、被害者とする)の役割は、2000年以降大きく変化した。すなわち、2000年以降の法改正により、意見陳述制度(刑訴法292条の2)および被害者参加制度(同316条の33以下)が導入されたのである。このように、従前と比較して被害者が刑事裁判において積極的な役割を果たすことが可能となったわけであるが、この点については様々な問題につき議論がなされている。その論点の1つとして、被害者の刑事裁判における積極的な関与が量刑判断に及ぼす影響を挙げることができる。

被害者の刑事裁判への参加、とりわけ意見陳述制度や被害者参加制度の利用を通じた参加が、量刑に対して影響を及ぼすのか否か、また影響を及ぼすとしてそれが不当であるのか否かという点については、多くの論稿において議論されていたテーマであった。しかしながら、多くの論稿で議論されていながら、実証的なデータに基づいた検討が加えられることはほとんどなかった。

そもそも、被害者の刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響について議論するのであれば、そのような影響があるのか、そしてあるとしたならば、それはどのようなメカニズムに基づくものであるのか、という点についての実証的なデータが必要であると考えられる。なぜならば、そのような実証的なデータがなければ、そのような影響の有無について根拠のないまま議論が展開されることになってしまうからである。また、そのような影響の有無およびメカニズムについての実証的なデータを参考にすれば、より共通の基盤のもとに、その影響についての規範的な議論を発展させることが可能になると考えられる。

このように、本研究を開始する時期においては、被害者の刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響について多くの注目が寄せられていたものの、実証的な知見が十分にそろっていないという状況にあった。とりわけ、この問題は、裁判官の量刑判断について強く妥当するものである。法と心理学的な研究が一定の厚みをもってきたこともあり、裁判官の量刑判断を前提とし、それに被害者の刑事裁判への参加がどのような影響を及ぼすのかという点については、いくつかの研究が公表されてきていたし、本研究実施者もそのような研究を公表してきたものの1人である。しかし、裁判官の量刑判断への影響という点については、その調査の実施困難性から、実証的な研究がほとんどなされていないという状況であったのである。

### 2. 研究の目的

以上において述べたように、意見陳述制度や被害者参加制度を通じた被害者の刑事裁判への参加が、裁判官の量刑判断にどのよう

な影響を及ぼすのかという点については、実証的な研究がほぼ皆無であるという状況であった。

そこで、本研究実施者は、この空白を埋めるために、裁判官の量刑判断に対して、被害者の刑事裁判への参加が及ぼす影響の有無、および、もしそのような影響があった場合のメカニズムについて実証的に検討することが必要であると考えた。

そのためには、実際の刑事裁判の記録を対象とした量的調査を実施することが最も適切な方法であると考え、その準備をすることとした。研究の方法については、後程詳述するが、研究の目的という観点から、以下の2点について、ここで触れておくこととする。

まず、刑事裁判の記録を対象とした調査を実施するとして、どのような事件類型を対象とした調査をすることが適切かということが問題となり得る。本研究では、自動車運転に起因する過失致死事件(罪名としては、業務上過失致死と自動車運転過失致死が該当する。なお、いずれも致死傷の場合を含む)を対象とすることとした。このような事案類型を対象とすることには、次のような利点がある。裁判員裁判が開始したことから、比較的積極的に被害者が刑事裁判に参加していると考えられる事件のうち、多くのものは裁判員裁判対象事件となっていることが考えられるところ、この事案類型では依然として裁判官のみが量刑判断を担当している。したがって、実践的な意義を重視するならば、裁判官の量刑判断を従属変数とした研究を行う場合、現在では裁判員裁判対象事件となってしまう事件を扱うよりも、現在も裁判官のみで量刑判断を行っている事件を扱う方が有意義であると考えられる。

他方で、これは調査資料の入手可能性の制約に起因することであるが、調査対象は被害者参加制度開始以前に確定した事件の記録に限られている。この点は、本調査の意義を考える際に留意しておく必要があるが、まずは意見陳述制度の利用の有無の影響に絞って検証を加えることも、これまでに述べてきたような、本問題を取り巻く研究状況に照らせば意義があると考えられる。

### 3. 研究の方法

以上までに若干言及したところではあるが、本研究は、実際の刑事裁判の確定記録を対象として調査を行うこととした。

具体的には、業務上過失致死ないし自動車運転過失致死(いずれも致死傷を含む)で東京地方裁判所に起訴され、それらの罪で有罪となり、2007年中に判決が確定した事件の記録104件を閲覧・謄写し、謄写した資料から必要なデータを抽出する作業を行い、データセットを作成し、そのデータを分析することで研究を実施した。

ここで確定記録から必要なデータを抽出し、データセットを作成する作業は、ある程

度客観的な指標によって操作的に定義できる変数であれば容易であるが、そうではない場合には困難なものとなる。本調査においても、刑事裁判に参加した遺族の被告人に対する評価のあり様などの、主観的な側面の強い変数についてもデータを抽出しているため、このような変数の客観性をなるべく担保するようデータを読み返し、可能な限り明文化可能なコーディング・ルール作成に努めた。

しかしながら、依然としてデータ抽出過程においては調査実施者の主観的判断が入り込む余地は排除し切れておらず、この点は本調査の結果を評価する際には留意しておく必要がある。そのような限界はあるものの、ある程度詳細なコーディング・ルールを作成したので、本調査には、今後の研究を実施するうえでの指針を提供するという意義も認められるように思われる。

ここで、データの分析方法であるが、基本的にはカイ二乗検定による分析を行っている。調査目的からすれば、ロジスティック回帰分析などの多変量解析の手法を用いることが適当であるようにも考えられるが、本調査サンプルが104件であることからすると、複数の変数を独立変数として分析することには限界があるように思われる。

他方で、端的に二変数間の関係のみに着目して分析しているだけでは、量刑の規定因子が複雑であると予想されることから、十分ではないことは明らかである。そこで、ある変数を統制する場合には、一定の数は確保しつつ、分析対象とするサンプルを限定する方法を採用した。これによって、可能な限り統制変数についても配慮した分析を実施することとした。

#### 4. 研究成果

以上のような目的から、事件記録を利用した調査という手法を採用したが、その分析結果については、以下の3つの項目に分けて示すこととする。まず、(1)意見陳述制度の利用の有無を規定する要因という問題について検討した分析結果を示す。次に、(2)意見陳述制度の利用の有無が量刑判断に及ぼす影響についての分析結果を示す。最後に、(3)意見陳述制度の利用が量刑判断に対して影響を及ぼしていると考えられる場合に、そのメカニズムとしてはどのようなものが考えられるかという点についての分析結果を示す。

ここで、これらの各分析の意義は次のとおりである。まず、これまでも述べてきているように、本研究の最終的な目的は、意見陳述制度の利用を通じた被害者参加が、量刑判断に影響を及ぼしているのか、及ぼしているとしたら、それはどのようなメカニズムによって惹起されているのかを実証的に特定することで、意見陳述制度の規範的評価に関する議論の基礎資料を提供しようとするところにある。そのような観点からすると、(2)

および(3)の分析が主要な目的ということになるが、その前提として、(1)の分析を行っておく必要がある。なぜならば、本研究において従属変数として据えられている量刑判断は、意見陳述制度の利用の有無だけでなく、多様な要因によって規定されていると考えられるからである。すなわち、意見陳述制度の利用の有無が量刑判断に影響を及ぼしているか否かを検証する際には、それらの変数を統制しておく必要がある。とりわけ問題であるのは、量刑判断にも影響を与え、かつ意見陳述制度の利用の有無にも影響を与えている変数である。このような変数(ここでは仮に変数Xと呼ぶ)を統制しないまま、端的に意見陳述制度の利用の有無と量刑判断の関係を調べただけでは、意見陳述制度の利用の有無についての正確な検証ができないのである。このような場合に、仮に意見陳述制度の利用が量刑判断に影響を与えていたとしても、それは、変数Xが意見陳述制度の利用を促進し、かつ変数Xが量刑判断にも影響しているがゆえに、擬似的に意見陳述制度の利用の有無と量刑判断との間に相関が見られただけであるかもしれないからである。このような問題は、擬似相関の問題として指摘されているものである。

すでに研究の方法の箇所でも触れたように、本調査のサンプル数は限られているため、いわゆる多変量解析によってこの問題を回避することはできない。そこで、まずは(1)の分析を行うことで、(2)以降の分析に際して統制すべき変数がある程度特定しておくことが重要となるのである。この(1)の分析を踏まえて、(2)および(3)の分析が精緻化されることになる。

それでは、以下に(1)から(3)の分析結果の概要を示すこととする。

##### (1)「意見陳述制度の利用の有無を規定する要因の分析」

この分析を行うにあたって、3つの探索的な仮説を立てて、それを検証することとした。第1の仮説は、事件の内容が深刻であるほど、意見陳述制度の利用が促進されるというものである。第2の仮説は、死亡した被害者(本調査は致死および致死傷事件を対象としているため、直接的な事件の被害者は死亡している)とその遺族の関係性の違い(親であるか、子であるか、あるいは配偶者であるかといった関係性の違い)によって、意見陳述制度の利用割合に違いがあるというものである。第3の仮説は、被告人の反省態度が不十分であると遺族が評価しているほど、意見陳述制度の利用が促進されるというものである。

これらの仮説を検証したところ、第1の仮説は十分に支持されなかったが、他方で、第2および第3の仮説を支持する結果が示された。もっとも、第2の仮説と第3の仮説を独立したものと考えることは適当ではない。

本調査では、この点についてさらに分析を加えたところ、死亡した被害者の関係性と、遺族による被告人の反省態度の評価には一定の関係性があるかもしれないことが示された。

本調査のデータの性質上、第2の仮説と第3の仮説の関係性をより詳細に特定することは難しいが、いずれにせよ、(2)以降の分析で特に統制すべき変数が何であるかということは示すことができたように思われる。

#### (2)「意見陳述制度の利用の有無が量刑判断に及ぼす影響の分析」

意見陳述制度の利用の有無と量刑判断との関係性を分析するにあたって、そもそも量刑判断のどの側面について分析すべきかを検討する必要がある。すなわち、量刑判断といっても、実刑とするのか執行猶予とするのかの判断や、執行猶予とした場合に保護観察を付けるのか否かという判断、懲役刑とするのか禁錮刑とするのかの判断、あるいは刑期の長さをどのくらいにするのかの判断など、いくつかの側面があることを指摘できる。

ここでは、英米法圏の先行研究を踏まえて、執行猶予とするか実刑とするかの判断(以下では、執行猶予判断と呼ぶ)を取り上げて分析することとした。これは、本研究実施者が以前に行った英米法圏における Victim Impact Statement(以下では、VISと省略する)に関する実証研究のレビューによれば、VISが刑期の長さに関する判断に影響を及ぼすことは示されていないが、それが保護観察か実刑かという二者択一的な判断については影響を及ぼしている可能性が排除されていないことが示されたからである。もちろん、保護観察か実刑かという判断と執行猶予判断は厳密には異なるが、被告人を施設内に収容するか、社会内で処遇するかという重要な二者択一的判断であるという点では共通性が認められると考えられる。

そこで、執行猶予判断を従属変数とし、意見陳述制度の利用の有無との関連をカイ二乗検定により検証したところ、意見陳述制度の利用がある場合に、実刑判断が促進される傾向があることが示された。これは、(1)の分析を通して統制すべきであるとされた変数を統制した場合にも概ね維持される知見であったし、それ以外にも統制すべきと考えられるいくつかの変数を統制した場合にも維持される知見であった。

もっとも、分析方法について説明した箇所でも述べた様に、本調査においては、独立変数以外の影響を統制する方法に限界がある。いくつかの統制変数を同時に統制するのではなく、あくまで、ある特定の1つの統制変数について統制しつつ、意見陳述制度の利用の有無と執行猶予判断との関連を調べるという方法を複数回行ったのみである。加えて、本調査において統制すべき変数を全て考慮

できているかどうかについては、依然として議論の余地が残されている。これは、どのような分析であっても残される問題であると考えられるが、本研究のように、サンプル数が少ない場合には、ある特異なケースが数件分析対象に含まれているために上述のような結果が生じた可能性についても、特に慎重となる必要があるだろう。

そのような観点から、「意見陳述制度が利用され実刑となった事件」と「意見陳述制度が利用されず執行猶予となった事件」とを比較して、両者に、これまで統制変数として検討してきたもの以外に特別な違いがないかどうかを検討することとした。その結果、「意見陳述制度が利用され実刑となった事件」には見られるが、「意見陳述制度が利用されず執行猶予となった事件」には見られないような特徴があり得ることが指摘された。そうであれば、そのような特徴の方が重要であり、意見陳述制度の利用の有無は、執行猶予判断において決定的な意義を有していないのかもしれない。他方で、やはり意見陳述制度以外に実刑を促進している要素が見出し難いようなケースがあり得ることも否定できないように思われる部分もあった。

#### (3)「意見陳述制度の利用の有無が量刑判断に及ぼす影響のメカニズム分析」

(2)において述べたように、意見陳述制度の利用の有無と執行猶予判断との関連については、サンプル数の限界もあり、確定的な知見を示すことはできなかった。しかし、ここでは、仮に意見陳述制度の利用の有無が実刑判断を促進しているという可能性が妥当であると考えられる場合に、それがどのようなメカニズムで生じていると考えられるかを、探索的にでも検証しておく必要があると考え、そのような分析も行った。これは、政策的議論の基礎となるデータを示すという目的からは、探索的であっても、なるべく多くの知見を提供することに意味があると考えたからである。

あくまで探索的な分析にとどまるが、本調査の分析によれば、遺族による被告人の反省態度の評価が、意見陳述制度の利用の有無と執行猶予判断との関連を説明する際に重要な役割を果たしている可能性があることが示された。もっとも、これら3変数の関係の在り方については、いくつかの可能性が考えられ、本調査が依拠しているデータからは、そのうちのどの可能性が最もあり得るのかを検証することができなかった。しかしながら、3変数の関係性についてあり得る可能性を具体的に記述し、それと対応した規範論上の問題点を明らかにすることに努めたことにより、意見陳述制度を規範的に評価する際に重要となる知見を一定程度は提供できたのではないかと考える次第である。

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計2件)

佐伯昌彦、「意見陳述制度に関する実証的研究の中間的報告 自動車事故事件における利用状況と量刑への影響を中心に」、法と経済学会(於、北海道大学)、2013年7月7日報告

SAEKI, Masahiko, “The Impact of Victims’ Statement of Opinion on Sentencing Outcomes in Traffic Accident Cases: Early Findings from Study on Criminal Case Materials” 2013 Law and Society Association Annual Meeting (at Boston Sheraton Hotel), Presentation on May 31, 2013

〔図書〕(計1件)

佐伯昌彦、法律文化社、法と心理学(うち第10章「被害者参加」を担当)、2013、271

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

佐伯 昌彦 (SAEKI, Masahiko)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号：10547813